

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第17回)

平成18年10月10日

公正取引委員会事務総局

金銭的不利益処分の在り方

目的：違反行為に対する十分な抑止力

行政上の制裁

不当利得の剥奪に留まらず，違反抑止に十分な水準を賦課する「行政上の制裁」と明確に位置付け

上限を法定し，比例原則の範囲内で賦課水準を設定
裁量的でない加減算要因を設定（事業者規模，業種，早期離脱，繰返し違反行為等）

対象行為の拡大（排除型私的独占を追加）

刑事罰との併科

「行政上の制裁」たる金銭的不利益処分と感銘力を有する刑事罰がそれぞれの機能を果たすことが抑止に効果的

不公正な取引方法等に対する措置の在り方

排除型私的独占への金銭的不利益処分導入

市場において支配的な力を有する事業者による排除型私的独占(略奪的価格設定等)が金銭的不利益処分の対象になる

不当廉売等の不公正な取引方法への抑止力が強化される効果あり

団体訴権の導入につき検討

欺瞞的顧客誘引(不当表示)等の差止訴訟の活性化

原状回復措置につき検討

優越的地位の濫用行為への対応
不当な協賛金・従業員派遣等→金銭返還・対価支払等

法20条(「当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる」)に基づく命令の可否の問題等

不服審査の在り方

経済実態等に関する専門的知見

・独占禁止法事案の事実究明、適切な競争回復措置の検討には、事業活動の正確な把握、違反行為が市場全体に与える影響の総合判断が必要→経済実態や市場構造についての専門的知見が不可欠

統一的法解釈、安定的ルール形成

・事業者の日々の活動に関する基本ルール→専門行政機関及び東京高裁専属管轄による統一的な法解釈、安定的・継続的なルール形成が必要

専門行政機関としての専門的知見の蓄積

・複雑かつ流動的な経済事象に対して事業活動の基本ルールたる独占禁止法を長きに亘り運用→公正取引委員会には独占禁止法の適正な運用に必要な専門的知見が蓄積

一層の適正手続の保障

・被審人に不利益となる審査官の主張変更の禁止を条文上明確化
・審査手続の規則制定において適正手続の確保が図られるよう留意する旨規定

審判官の中立性・独立性の確保

・審判指揮など審判手続に係る審判官権限を条文上明確化
・法曹資格者の積極的採用(審判官7名中3名が法曹資格者)

中立・公正な判断の実績

・審決が判決で覆ることは希(平成7年度以降確定判決が出た13事件のうち公取委の判断が覆ったのは1件のみ)
→専門的知見に基づき中立・公正な判断が行われている証左

改正法による新措置体系

・証拠の説明等を含む事前手続の実施
・審査手続において争点の早期明確化
→ 従前よりも事業者側にもメリット

公取委の行政審判制度による不服審査が適当